

国自旅第52号
令和2年5月21日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
中部運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

令和3年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用について

令和3年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）別表2及び別表4の補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用は別紙のとおりとするので、関係者への周知方よろしく取り計らい願います。

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用

(単位:円)

地域区分	※28年度	※29年度	※30年度	路線型運行		適用地域
				一般乗合旅客運送事業		
				地域キロ当たり 標準経常費用 ((A+B+C)/3)	(前年度単価)	
北北海道	A 301.33	B 306.82	C 310.39	306.18	(299.50)	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内
南北海道	382.01	393.26	410.25	395.17	(381.52)	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内
東北	324.35	330.16	339.98	331.49	(324.52)	青森県、岩手県、宮城県及び福島県
羽越	336.45	343.88	353.24	344.52	(336.83)	秋田県、山形県及び新潟県
長野	445.48	464.21	482.31	464.00	(448.56)	長野県
北関東	291.26	303.25	317.24	303.91	(293.30)	群馬県、栃木県及び茨城県
千葉	447.09	460.09	475.22	460.80	(450.21)	千葉県
武蔵・相模	497.77	507.70	528.23	511.23	(498.51)	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県(京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。)
京浜	533.71	543.42	612.88	563.33	(537.54)	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市
山梨・静岡	374.83	396.17	408.32	393.10	(377.77)	山梨県、静岡県及び神奈川県西部
東海	359.95	371.96	384.71	372.20	(363.05)	愛知県、三重県及び岐阜県
北陸	387.73	397.33	408.47	397.84	(383.61)	福井県、石川県及び富山県
北近畿	380.52	391.92	403.42	391.95	(382.52)	滋賀県、京都府及び兵庫県(京阪神に属する地域を除く。)
南近畿	452.20	452.68	463.72	456.20	(449.34)	奈良県及び和歌山県
京阪神	471.08	509.79	540.75	507.20	(484.35)	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)
山陰	246.49	255.19	256.39	252.69	(247.33)	鳥取県及び島根県
山陽	349.87	370.24	383.84	367.98	(354.05)	岡山県、広島県及び山口県
四国	304.80	318.98	324.83	316.20	(305.34)	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県
北九州	368.87	391.99	401.08	387.31	(373.48)	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
南九州	265.63	276.25	287.33	276.40	(265.88)	熊本県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄	221.81	225.55	240.28	229.21	(221.98)	沖縄県

注) ※は会計年度(4月~3月)である。